

事務所・店舗 賃貸借契約解約通知書

物件名		部屋番号	号室
所在地			
家賃	(税込) 円	雑費・管理費	(税込) 円
敷金	円	契約期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
通知日	平成 年 月 日	退去日	平成 年 月 日
転居先住所	(決定でない場合は連絡先を記入のこと)		引越し時立会い日時
〒			立会い希望日時 月 日 時
転居理由			※解約日まででお願い致します。 立会いを希望しない場合、退去に伴う手直し工事に係る一切を新東不動産(株)に任せたとします。
契約者名			電話番号
敷金返金希望 <input type="checkbox"/> 座 (注意事項※参考)			
金融機関名		支店名	口座番号
		普通	
		当座	
フリガナ	-----		
名義人			

新東洋不動産株式会社

- 一、上記の賃貸借契約を、解約したく本書をもって通知いたします。
- 一、尚、解約後の明渡し遅延による損害は、理由の如何を問わず賠償いたします。
- 一、引越しの立会いをしない場合、新東洋不動産(株)に手直し工事に係る一切をお任せすることを約束します。
- 一、引越後の部屋の手直し工事等の相談があれば、誠意をもって対応いたします。

平成 年 月 日

署名

印

【注意事項】

- ※必ず未記入箇所のないようお願いします。
- ※引越しの立会いは後にトラブルにならないよう、立会いて頂くようお願いしています。立会いの時間は午前10:00～午後4:30の間でのみ受付しています。(月曜日のみ午後3:30迄)
- 但し、先に予約がある場合には、後日にして頂く場合がございますのでご了承ください。
- ※引越し作業は、引越し立会いまでに済ませておいて頂くようお願いいたします。
- 当日、事前に連絡無く現地にて立会いが行えなかった場合は、出張費として最低5,400円以上頂きます。
- ※電話による解約の通知後2・3日中に、本書を必ず配達記録の残る形で郵送又はファックスしてください。電話のみでの解約通知で受付にトラブルがあった場合、解約通知は無効となります。
- ※解約通知6ヶ月をもって解約となり、到着後6ヶ月間は家賃が発生します。
- ※本書を配達記録の残る形で郵送していない場合、未到着などで受付がされていない場合等がありまして、当社は一切責任を負いません。
- ※FAXにて送付する際は、送付後に必ず送付した旨を電話にて連絡してください。
- 連絡なく未達であった場合においても、当社は一切責任を負いません。
- ※又、解約通知後の解約キャンセルは原則受け付けません。やむを得ない事情による解約キャンセルは、貸主の了承を得るものとし、その場合事務手数料として最低5,400円以上が必要になります。

※※敷金返済について

敷金及び日割賃料の返済金がある場合、公共料金(電気・ガス・水道)のお引越し日までの料金の精算を領収証で当社が確認してからのお振込となります。電気・ガス・水道を中止する手続きをする場合、必ず新しい住所に領収証が届く様手続きしてください。領収証がお手元に届き次第当社宛にコピーを郵送またはFAXしてください。お部屋の現状回復工事が終了し、公共料金の最終分領収証を当社で確認してからお振込いたします。既にお部屋の原状回復工事が終了している場合には、領収証が10日到着分は20日、20日到着分は月末、月末到着分は翌月10日にお振込いたします。尚、振込手数料は借主様のご負担となります。

新東洋不動産株式会社

〒180-0023 東京都武蔵野市境南町2-23-5

TEL 0422-33-0101 FAX 0422-33-0198